

返戻金制度に関する事項

「職業安定法第32条の13」の定めにより、採用決定者が一身上の都合において退職した場合における求人者への手数料返戻金制度に関する事項を、下記にて提供致します。

記

●1週間以内の退職による返戻率	90%
●1ヶ月以内の退職による返戻率	50%
●2ヶ月以内の退職による返戻率	30%
●3ヶ月以内の退職による返戻率	10%

上記返戻率は、届出制手数料制に基づく手数料の総額に対する返戻率です。

株式会社シンコー